

入 札 説 明 書

令和 8 年度

土地規制区域衛星画像調達及び判別業務委託

入札説明書一式 1 入札説明書 2 仕様書	添付様式一式 1 業務実績報告書（様式 K1）
-----------------------------	----------------------------

令和 8 年 1 0 月

奈良県環境森林部森林環境課

入 札 説 明 書

奈良県が調達する物件に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。この場合において、当該説明書等に疑義がある場合は、下記第6の1に掲げる者の説明を求めることができます。

第1 公告日

令和8年10月16日（金）

第2 競争入札に付する調達の内容

1 入札の名称

令和8年度土地規制区域衛星画像調達及び判別業務委託

2 委託内容

奈良県が指定する範囲において、人工衛星からの画像調達を1回行い、衛星画像を比較し、各種の土地規制に係る一定規模以上の土地改変（土地の形状変更、森林伐採、構造物・工作物の建築・撤去等）があった箇所の抽出・判別を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日

4 履行場所

奈良県が指定する範囲

5 納入場所

奈良県 環境森林部 森林環境課 森林保全係

第3 入札方法

1 入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札金額内訳書の提出

不要です。ただし、入札後に内訳書の提出を求めます。

第4 競争入札参加資格確認審査

この一般競争入札に参加を希望する者は、公告に示す要件を満たしているかの確認を受ける必要があります。

第5の1(カ)で示す期日までに、以下(1)で示す競争入札参加資格確認申請を行うとともに、以下(2)の書類を(1)と併せて電子入札システムにより提出するか、奈良県環境森林部森林環境課森林保全係（第6の1で示す場所）に提出しなければなりません。

提出書類に対する確認において書類の再提出を指示された場合は、令和8年11月5日（木）午後5時までに提出を行ってください。

また、開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(1) 電子入札システムでの申請

競争入札参加資格確認申請書（押印不要）

第5の(1)の力で示す期日（令和8年11月2日（月））までに電子入札システムの「証明書等提出画面」から提出しなければ、電子入札システムで入札書を提出することができませんので、必ず期日までに電子入札システムで申請してください。

(2) 電子入札システム又は郵送若しくは持参による提出書類

次に掲げる書類を1部提出すること

ア 業務実績報告書（様式 K1）

入札公告第3の(7)に掲げる業務実績等について、様式 K1 に記載してください。その業務実績を確認する資料として、当該業務が TECRIS に登録されている場合は、完了登録業務カルテ受領書等の写しを添付してください。

登録されていない場合は、記載した業務の履行実績が確認できる契約書、設計書又は仕様書等の写しを提出してください。

イ 入札公告第3の(8)に定める資格があることを証する書面の写し

第5 入札日程等

1 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
(ア)入札説明書、仕様書及び契約書案の交付	公告の日から	入札情報公開システムによる公開「奈良県物品・役務電子入札等システムポータルサイト」 https://www.pref.nara.lg.jp/n159/26215.html
(イ)入札説明会	実施しません	
(ウ)現場説明会	実施しません	
(エ)入札等に関する質問	令和8年10月27日（火） 午後5時まで	電子入札システムへの入力
(オ)質問に対する回答	令和8年10月30日（金） 午後1時以降	電子入札システムによる回答
(カ)競争入札参加資格確認の申請	公告の日から 令和8年11月2日（月）	競争入札参加資格確認の申請及び添付書類の提出

	午後 5 時まで	・競争入札参加資格確認の申請 電子入札システムへの入力 ・添付書類の提出 電子入札システム又は郵送若しくは持参（第 6 の（1）で示す場所）
(キ) 入札参加資格確認審査結果通知	令和 8 年 11 月 10 日（火） 午前 10 時以降	電子入札システムによる通知
(ク) 入札書の提出	(キ) の入札参加資格審査結果の通知を受けた日から令和 8 年 11 月 12 日（木）午前 10 時まで	電子入札システムへの入力
(ケ) 開札	令和 8 年 11 月 12 日（木） 午前 10 時 30 分から	電子入札システムによる開札

（注）電子入札システムの利用可能時間は、平日の午前 8 時から午後 10 時まで。

ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年 3 月奈良県条例第 3 2 号）第 1 条に規定する休日を除きます。

各項目の期限は、電子入札システムのサーバへの電子データ到着期限となります。

送信したデータが期限までにサーバに到着しなければ、受付したことにはなりません。

電子入札システムによるデータの送信は一定の時間を要します。上記の入札参加資格確認申請及び入札書の提出等については、余裕をもって行ってください。

2 入札書の取消し等

提出した入札書は錯誤による取消しの場合を除き、引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

錯誤による入札を行った場合は、所定の「入札書錯誤無効届」を第 6 の 1 で示す場所に第 5 の 1 の（ク）の期日までに提出してください。なお、この場合には本案件の入札には以後参加できません。

3 入札回数及び再度入札

入札回数は 2 回を限度とします。1 回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2 回目）を行う場合があります。

再度入札（2 回目）の締切日時については、原則として、開札日の午後 1 時以降に設定しますので、電子入札システムで発行される「再入札通知書」を必ずご確認のうえ、電子入札システムにより、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

第 6 問合せ先

- 1 入札手続等に関する問合せ先、契約を担当する部課等の名称及び契約条項を示す場所
〒 6 3 0 - 8 5 0 1 奈良市登大路町 3 0 番地
奈良県 環境森林部 森林環境課 森林保全係

電話番号（直通）：０７４２－２７－７４７５

２ 電子入札システムの操作に関すること

電子入札総合ヘルプデスク

電話番号：０５７０－０２１－７７７

（平日：午前９時から午後５時３０分まで（正午から午後１時までを除く。））

E-mail：sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

第７ 入札保証金

- １ 入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付しなければなりません。入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後に還付します。落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができます。
- ２ 奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 4 条第 1 項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を提出した者、過去 2 年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものなど）に該当する者であるときは、免除します。
- ３ 入札保証金の納付が必要な場合は、事前に入札保証金額を提示の上、指定する期日までに納付し、領収書（写し可）を提示してください。なお、入札保証金を免除することができる場合に該当する者は、入札参加資格確認の申請を行う際に、それを証明する書類を提出してください。

第８ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。

ただし、奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）第 19 条第 1 項ただし書各号（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、過去 2 年間に国又は地方公共団体と県が同等と認める契約を数回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者など）に該当する者であるときは、免除します。

第９ 契約書作成の可否等

- １ 要します。
- ２ 落札者は、奈良県契約規則第 17 条第 1 項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

従って、第 8 で示す契約保証金については、指定する期日までに指定する方法により納付してください。なお、契約保証金の免除規定に該当する者は、この期日までに、それを証明する書類を提出してください。

第 10 電子契約の可否

- 1 可とします。
- 2 電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を第4の(1)で示す競争入札参加資格確認申請書とあわせて電子入札システムにより提出してください。

第11 落札者の決定方法等

- 1 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、第5の3のとおり、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札（2回目）を行う場合があります。
- 2 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。
- 3 再度入札（2回目）の開札で落札者がいない時は、再度入札（2回目）で最低価格を提示した者と随意契約を行う場合があります。

第12 調達手続の停止等

電子入札等を取りやめる必要があると認められる場合は、この調達手続について電子入札システムにより停止等の措置を行うことがあります。

第13 その他

- 1 本件に要する一切の費用は落札者の負担とし、競争価格に含むものとします。
- 2 その他詳細については、仕様書及び契約書案のとおりです。

公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等に基づき、本個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（作業責任者の届出）

第3 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者については、あらかじめ、書面（参考様式1）により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者を変更する場合は、事前に、書面（参考様式2）により甲に報告しなければならない。

3 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

4 乙は、作業責任者及び作業従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（教育の実施）

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

（取得の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

（秘密の保持）

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（再委託）

第7 乙は、この契約による事務を第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による事務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ、書面（参考様式3）により再委託する旨を甲に申請し、書面（参考様式4）によりその承認を得なければ

ならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に、甲が乙に求める個人情報等に関する安全管理措置と同等の措置を講じさせ、特記事項に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対してこの契約による事務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 第1項から前項までの規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等、個人情報等の取扱いに関する事項を明記し、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、この契約による事務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に特記事項に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 3 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第9 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第10 乙は、この契約による事務において利用する個人情報について、この契約による事務の目的以外の目的で利用してはならない。また、乙は、甲が指示した場合を除き、この契約による事務において利用する個人情報を無断で第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第11 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに 複写し、又は複製してはならない。

（受渡し）

第12 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行った上で、甲に個人情報を預ったことを証する書面（参考様式5）を提出しなければならない。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が当該情報の消去又は廃棄その他の指示をしたときは、当該指示に従うものとする。

- 2 前項ただし書の場合において、甲から立会いを求められたときは、乙は、これに応じなければならない。

- 3 乙は、この契約による事務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じ

なければならない。

- 4 乙は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去及び廃棄を行った日時、担当者名並びに消去及び廃棄の内容を記録し、写真等を付した消去及び廃棄を証する書面（参考様式6）により甲に対して報告しなければならない。

（監査及び調査）

第14 甲は、この契約による事務に係る個人情報の取扱いについて、特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、実地の監査又は調査等を行うことができる。

- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又はこの契約による事務の処理に関して必要な指示をすることができる。

（取扱状況についての指示等）

第15 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

（事故発生時における報告等）

第16 乙は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生したとき又はこの契約に違反する事態が生じ、若しくは生ずるおそれのあることを知ったときは、直ちに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 2 甲は、この契約による事務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第17 甲は、乙が特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合は、特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第18 乙の故意又は過失により、乙が、特記事項又は法令に違反し、又は特記事項又は法令に定める義務を怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

注1 「甲」は「奈良県知事」を、「乙」は「受託者」をいう。

- 2 本契約に同様の規定がある場合であっても、原則としてこの個人情報取扱特記事項から削除しないものとする。なお、当該規定を削除する必要がある場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。

- 3 委託事務の実態に即して、適宜必要な事項を追加し、又は記載事項を変更しようとする場合は、法務文書課県政情報公開係と協議すること。